

公益財団法人岐阜県市町村振興協会助成金交付規程

平成24年4月1日
規程第11号

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人岐阜県市町村振興協会（以下「この法人」という。）が、定款第4条第1項第3号及び第4号に規定する事業に対する助成について、必要な事項を定めることを目的とする。

(助成対象事業)

第2条 助成対象事業は、次の各号に掲げる事業とする。

- (1) 次に掲げる団体が実施する特色ある地域づくりのための事業
 - ア 岐阜県内の全市町村又は岐阜県内の全市町村が共同で構成する団体
 - イ 圏域内の全市町村又は圏域内の全市町村が共同で構成する団体
 - (2) 岐阜県内の市町村が岐阜県等との共同事業において実施する出資、負担等の事業
 - (3) 岐阜県市長会及び岐阜県町村会（以下「市長会及び町村会」という。）が実施又は関与する次に掲げる事業
 - ア 地域活性化助成事業並びに市長会及び町村会の運営事業
 - イ 市長会及び町村会が共催、後援又は協賛する事業
 - (4) 国若しくは地方公共団体又は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第3条に規定する法人若しくはこれに準ずる団体が主催する研修に対して、岐阜県内の市町村及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項に規定する地方公共団体の組合の職員が参加する研修事業
 - (5) 前各号に定めるもののほか、理事会において助成を行うことが適当と認める事業
- (助成金の額)

第3条 助成金の額は、理事会で決定した額とする。ただし、次の各号に掲げる助成事業については、同号に規定する額とする。

- (1) 前条第1号に規定する事業については、助成対象事業に要する経費のうち市町村が負担する経費の2分の1以内の額とし、その限度額は、別に定める。
- (2) 前条第4号に規定する研修事業については、1人につき1研修あたり10万円を限度とする。

(事前協議)

第4条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げるところにより、事前にこの法人と協議しなければならない。ただし、第2条第3号アに規定する事業について助成金の交付を受けようとする場合及び事業の緊急性その他の理由により理事長が協議を要しないものと認めた場合は、この限りでない。

- (1) 第2条第1号に規定する事業について助成金の交付を受けようとする場合は、この法人の事業年度開始の月の末日までに、事業計画書、予算書等必要な書類を提出して

協議するものとする。

(2) 前号に規定する事業以外の事業について助成金の交付を受けようとする場合は、前年度の1月末日までに、同号に掲げる書類を提出して協議するものとする。

2 この法人は、前項本文に規定する協議があったときは、市長会及び町村会の意見を聴かなければならない。

(助成金の交付申請)

第5条 申請者は、助成金交付申請書(別記様式第1号)に関係資料を添えて、事業の実施1月前までに(第2条第3号アに規定する事業について助成金の交付を受けようとする場合は、この法人の事業年度の開始後速やかに)理事長に提出するものとする。

(交付決定等)

第6条 理事長は、助成金の交付申請があったときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、助成金の交付を決定するものとする。

2 理事長は、前項の決定をしたときは、助成金交付決定書(別記様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(助成対象事業の変更又は中止)

第7条 助成金の交付の決定を受けた者(以下「助成事業者」という。)が助成事業の内容を変更するときは、速やかに助成金交付変更申請書(別記様式第3号)に関係資料を添えて理事長に申請するものとする。

2 助成事業者が助成事業を中止したときは、助成金交付申請取下げ書(別記様式第4号)を提出するものとする。

(事業実績報告等)

第8条 助成事業者は、助成事業が完了したときは、その結果を記載した助成金事業実績報告書(別記様式第5号)及び助成金交付請求書(別記様式第6号)を理事長に提出するものとする。

(助成金の交付)

第9条 理事長は、前条の規定による助成事業の完了の報告を受けた場合において、その報告に係る助成事業の成果が助成金の交付の決定を受けた条件に適合すると認めるときは、助成金の額を確定し、助成金を交付するものとする。

(助成金の概算払)

第10条 理事長は、必要があると認めるときは、助成金の概算払をすることができる。

2 助成事業者は、前項の助成金の概算払を受けようとするときは、助成金概算払請求書(別記様式第7号)を理事長に提出するものとする。

(交付決定の取消し)

第11条 理事長は、助成事業者が助成金を他の用途に使用し、又は交付の決定の内容若しくはこれに付けた条件に違反したときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

(助成金の返還)

第12条 理事長は、前条の規定により助成金の交付の決定を取り消した場合において、

当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を求めるものとする。

(補則)

第13条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関して必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、公益財団法人岐阜県市町村振興協会の設立の登記の日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行前に、財団法人岐阜県市町村振興協会助成金交付要綱（以下「旧要綱」という。）の規定により助成金の交付に係る事業について協議を行った者は、当該助成金の交付申請に係る事業について、この規程の規定により助成金の交付に関する協議を行ったものとみなす。

3 この規程の施行の際、旧要綱の規定により助成金の交付決定を受けている者は、この規程の規定により助成金の交付決定を受けたものとみなす。

別記様式第1号（第5条関係）

年 月 日

公益財団法人岐阜県市町村振興協会
理事長 様

団体名
職氏名

印

助 成 金 交 付 申 請 書

公益財団法人岐阜県市町村振興協会助成金交付規程に基づいて、下記のとおり助成金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

1 事 業 名

2 交付申請額

3 添付資料

(1) 事業計画書（「別紙1」のとおり）

(2) 予定収支明細書（「別紙2」のとおり）

(3) そ の 他

別紙2 予定収支明細書

事業費総額		円	
科目		予定金額	科目の説明
収入の部		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		収入合計金額	円
支出の部		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		支出合計金額	円
備考			

岐阜市町村振協発第 号
年 月 日

団体名
職氏名 様

公益財団法人岐阜県市町村振興協会
理事長

助 成 金 交 付 決 定 書

年 月 日付け 第 号で申請のあった助成金の交付について、公益財団法人岐阜県市町村振興協会助成金交付規程第6条の規定により、下記のとおり決定する。

記

- 1 事業名
- 2 交付決定額
- 3 交付の条件

別記様式第3号（第7条関係）

年 月 日

公益財団法人岐阜県市町村振興協会
理事長 様

団体名

職氏名

印

助成金交付変更申請書

年 月 日付け岐市町村振協発第 号で助成金交付決定のあった
助成事業について、事業内容を変更したいので、公益財団法人岐阜県市町村振興協会助
成金交付規程第7条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 事業名

2 交付申請額（変更後）

3 変更の理由

4 添付資料

（1）事業計画書

（2）収支明細書

（3）その他

年 月 日

公益財団法人岐阜県市町村振興協会
理事長 様

団体名

職氏名

印

助成金交付申請取下げ書

年 月 日付け岐市町村振協発第 号で助成金交付決定のあった
助成事業を中止したので、公益財団法人岐阜県市町村振興協会助成金交付規程第7条第
2項の規定により、助成金交付申請を取り下げます。

記

1 事業名

2 交付決定額

3 中止の理由

年 月 日

公益財団法人岐阜県市町村振興協会
理事長 様

団体名
職氏名

印

助成金事業実績報告書

年 月 日付け岐市町村振協発第 号で助成金交付決定のあった
助成事業について、事業が完了したので、公益財団法人岐阜県市町村振興協会助成金交
付規程第8条の規定により、関係書類を添えて事業実績を報告します。

記

1 事業名

2 交付決定額

3 添付資料

(1) 事業実績報告書（「別紙3」のとおり）

(2) 確定収支明細書（「別紙4」のとおり）

(3) その他

別紙4 確定収支明細書

事業費総額		円	
科目		予定金額	科目の説明
収入金額		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
	収入合計金額	円	
支出金額		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
	支出合計金額	円	
資料の添付	<p>1 収入金額のうち、会費又は他団体からの助成金がある場合は、収入金額及び収入根拠の分かる書類を添付してください。</p> <p>2 借入金収入がある場合は、借用証書等を添付してください。</p> <p>3 支出金額のうち、支払い済みのものについては、領収書又は口座振替済証を添付してください。</p> <p>4 支出金額のうち、未払金がある場合はその旨注記し、請求書を添付してください。</p>		

年 月 日

公益財団法人岐阜県市町村振興協会
理事長 様

団体名
職氏名

印

助成金交付請求書

年 月 日付け岐市町村振協発第 号で助成金交付決定のあった
助成事業について、事業が完了したので、公益財団法人岐阜県市町村振興協会助成金交
付規程第8条の規定により、下記のとおり助成金の交付を請求します。

記

- 1 助成対象事業名
- 2 助成金請求金額
- 3 振込金融機関等
 - (1) 金融機関名
 - (2) 口座の種類
 - (3) 口座番号
 - (4) 口座名義人（フリガナ）

年 月 日

公益財団法人岐阜県市町村振興協会
理事長 様

団体名
職氏名

印

助成金概算払請求書

年 月 日付け岐市町村振協発第 号で助成金交付決定のあった
助成事業について、概算払いを受けたいので、公益財団法人岐阜県市町村振興協会助成
金交付規程第10条第2項の規定により、下記のとおり助成金の概算払いを請求します。

記

- 1 助成対象事業名
- 2 概算払請求金額
- 3 概算払いを必要とする理由
- 4 振込金融機関等
 - (1) 金融機関名
 - (2) 口座の種類
 - (3) 口座番号
 - (4) 口座名義人（フリガナ）